

平成 30 年度県立船橋高校バレー部 OB・OG 会

定 時 総 会 議 案 書

< 式 次 第 >

1. 開 会 の 辞
2. 会 長 挨 拶
3. 議 長 選 出
4. 会 議 の 目 的 事 項

報 告 事 項

事 業 報 告 の 件

決 議 事 項

第 1 号 議 案 平 成 29 年 度 決 算 承 認 の 件

第 2 号 議 案 平 成 30 年 度 事 業 計 画 案 承 認 の 件

第 3 号 議 案 平 成 30 年 度 予 算 案 承 認 の 件

第 4 号 議 案 会 則 の 変 更 承 認 の 件

第 5 号 議 案 役 員 改 選 の 件

平 成 30 年 7 月 8 日 (日) 12 : 00 ~

(於) 船 橋 グ ラ ン ド ホ テ ル

報告(1)平成 29 年度事業報告

月	日	行事	内容
6	17	★差し入れ	総体県大会、男女子差し入れ。(千葉東・船橋北高校)
6	25	① 役員会	総会について(船橋グランドホテル)
7	2	総会・懇親会	船橋グランドホテル 総会・出席者 33 名 委任状 127 名
7	8	②役員会 ★差し入れ	1. 総会・総会後の反省(会員住所の確認等) 2. 今後の予定の確認(創部 70 周年事業他) * 総会議決内容他の発送作業他 * 男女差し入れ(船高)
8	15	★差し入れ	* 船高にて「女子合宿」、差し入れ * 船高にて、男子練習、差し入れ
9	17	③役員会	船高会議室にて、70 周年記念行事・祝賀会の件
10	8	④役員会 ★差し入れ	// // * 男子差し入れ
11	7	第 9 回ゴルフコンペ	中山カントリークラブにて、参加者 8 名 優勝：矢橋啓郎(S37 年卒)
	14	創部 70 周年記念 祝賀会	船橋グランドホテル 12:00～ 出席者 50 名(記念誌贈呈) * 現役へ記念品贈呈
	25、26	★差し入れ	* 新人戦地区予選・男女差し入れ(船橋芝山・船橋法典)
12	10	⑤役員会	1. 記念誌発送、2. 新年会について(会長宅)
	28	70 周年記念誌 ★差し入れ	現役男女へ(50)、学校へ(30)記念誌寄贈 * 男女に差し入れ
2	2	★差し入れ	* 新人戦県大会・男女差し入れ(佐倉・八千代)
2	4	⑥役員会	1. 新年会の打ち合わせ。進行その他役割確認
2	18	新年会	船橋グランドホテルにて 23 名参加 柿沼次男(S42 年卒)船橋市より・大塚彰(S43 年卒)船橋市バレーボール協会より各々功労賞で表彰される
3	6	表敬訪問	服部八千代市長へ表敬訪問
4	1	⑦役員会 ★差し入れ	1. ボウリング大会について 2. 総会の件 3. 会則見直しの件 4. 役員改選の件 男子練習差し入れ・激励(船高)
4	15	第 10 回ゴルフコン ペ	中山カントリークラブにて 参加者 9 名 優勝：成田 温(S43 年卒)
	22	★差し入れ	関東大会予選会、男女差し入れ(船橋東・薬園台)
5	21	第 8 回ボウリング大 会・懇親会	ストライカーズ西船ボウルにて 参加者 8 名 見学者 2 名 ノーハンデ(2 ゲーム)個人戦 優勝：萩原成典(S46 年卒)

議案(1)

平成29年度決算報告書

(平成29年6月1日 ~ 平成30年5月31日)

収入の部	
前期繰越金	107,031
年会費収入	185,000
寄付金	134,000
70周年記念寄付金	405,346
行事残額繰入(総会、新年会等)	60,534
雑収入/会合残金寄付	25,164
預貯金利息	0
合計	917,075

支出の部	
総会費用	96,164
70周年記念事業	194,146
現役支援	107,968
通信費/葉書、切手代	106,528
事務費/コピー代	0
事務費/消耗品代	3,621
事務費/会議費	22,127
慶弔費/餞別	21,987
郵貯・みずほ振込手数料	7,050
合計	559,591
次期繰越金	357,484

次期繰越金内訳

みずほ銀行普通預金	201,157
郵便貯金	49,298
手元現金(会計)	107,029
合計	357,484

平成30年6月1日

上記の通り、ご報告いたします。

会計幹事 大塚 彰 ㊟

会計幹事 松尾 和彦 ㊟

平成29年度会計監査報告書

県立船橋高校バレー部OB・OG会の平成29年度における決算内容について、領収書・預金通帳・金銭出納帳等を精査した結果、それぞれ正確、適正に処理されておりましたのでご報告いたします。

平成30年6月3日

会計監査 長谷川裕子 ㊟

会計監査 荻野 清隆 ㊟

議案（2）平成30年度 事業計画（案）

1.活動の基本方針

- (1) 会員相互の親睦のための事業
- (2) 現役男女バレー部への支援事業
- (3) 組織の充実・活性化のための事業

2.具体的活動計画

- (1) ①新年会の開催
②総会・懇親会の内容の充実
③ボウリング大会・バス旅行・ゴルフコンペ等の企画・開催
- (2) ①支援金・大会及び練習時の差し入れ
②各大会への観戦・応援
③技術的指導
- (3) ①ホームページ活動の充実
各大会の日程・結果報告
行事の案内・報告等

議案（3）平成30年度 予算（案）

収入の部		
項目	前年度実績	今年度予算
前期繰越金	107,031	357,484
年会費収入	185,000	180,000
寄付金	134,000	80,000
70周年寄付金	405,346	0
行事残額繰入	60,534	60,000
雑収入	25,164	25,000
預貯金利息	0	0
合計	917,075	702,484

支出の部		
項目	前年度実績	今年度予算
総会費用	96,164	100,000
70周年事業	194,146	0
現役支援	107,968	150,000
通信費	106,528	100,000
消耗品	3,621	5,000
会議費	22,127	30,000
慶弔費	21,987	20,000
振込手数料	7,050	8,000
支出計	559,591	413,000
予備費	357,484	289,484
合計	917,075	702,484

議案（４）会則の変更（案）

別紙対照表に記載

議案（５）役員改選（案）

任期満了に伴い、役員改選をする。

新役員候補者は下記のとおり

役 職	新役員候補者	
会 長	岩佐 賢太郎(43年卒)	新任
副 会 長	津田 真 理(44年卒) 鮎沢 洋 (45年卒) 太和田 安彦(46年卒)	留任 留任 新任
幹 事 長	藤間 本 子(46年卒)	留任
常 任 幹 事	保科 雅 之(45年卒) 萩原 成 典(46年卒) 萩野 清 隆(52年卒) 寺門 博 明(53年卒)	新任 留任 新任 留任
会 計 幹 事	大塚 彰 (43年卒) 三橋 勝 則(44年卒)	留任 新任
会 計 監 査	長谷川 裕子(46年卒) 松尾 和 彦(53年卒)	留任 新任
参 与	山賀 繁 夫(27年卒) 丹羽 修 幸(29年卒) 小川 寿三郎(34年卒) 藤井 朝 子(36年卒) 藤本 信 義(37年卒) 柿沼 次 男(42年卒)	留任 留任 留任 留任 留任 新任

新

『県立船橋高校バレーボール部OB・OG会』会則

(一)削除

第1章 総 則

(名 称)
第1条 本会は、県立船橋高校バレーボール部OB・OG会(以下本会という)と称する。

(目 的)
第2条 本会は、会員の交流、親睦を図り、県立船橋高校(以下同校という)バレーボール部の発展に協力支援することを目的とする。

(事 業)
第3条 本会は、前条の目的達成のために次の事業。
(1) 会員相互の親睦のための事業。
(2) 同校バレーボール部の発展に対する協力支援。
(3) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会 員

(会 員)
第4条 本会の会員は、一般会員と特別会員とする。
2 一般会員は次の者とする。
(1) 同校卒業時バレーボール部在籍者。
(2) やむを得ない事情による中途退部者で、同期生が承認した者。
3 特別会員は同校バレーボール部の現職顧問および同顧問経験者。

(資格の取得)
第5条 会員資格の取得時期は、次のとおりとする。
(1) 一般会員は同校卒業時。
ただし書き削除

(2) 特別会員は、顧問に就任時。
(資格の喪失)

第6条 会員資格は次の場合喪失する。
(1) 会員が退会を申し出たとき。
(2) 会員が死亡したとき。
(3) 会員が本会の名誉を著しく毀損し、社会通念上除名処分が適当と役員会で決定した時。

第3章 役 員

旧

『県立船橋高校バレーボール部OB・OG会』会則

(旧名称:船橋クラブ)

第1章 総 則

(名 称)
第1条 本会は、県立船橋高校バレーボール部OB・OG会(以下本会という)と称する。

(目 的)
第2条 本会は、会員の交流、親睦を図り、県立船橋高校バレーボール部の発展に協力支援することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の事業。
(1) 会員相互の親睦のための事業。
(2) 県立船橋高校バレーボール部の発展に対する協力支援。
(3) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会 員

(会 員)
第4条 本会の会員は、一般会員と特別会員とする。
2 一般会員は次の者とする。
(1) 県立船橋高校卒業時バレーボール部在籍者。
(2) やむを得ない事情による中途退部者で、入会を希望し、同期生全員が承認した者。
3 特別会員は県立船橋高校バレーボール部の現職顧問および同顧問経験者。

(資格の取得)
第5条 会員資格の取得時期は、次のとおりとする。
(1) 一般会員は同校卒業時。
ただし、前条2項2号の者は入会申込書を事務局が受理した日。

(2) 特別会員は、顧問に就任時。
(資格の喪失)

第6条 会員資格は次の場合喪失する。
(1) 会員が退会を申し出たとき。
(2) 会員が死亡したとき。
(3) 会員が本会の名誉を著しく毀損し、社会通念上除名処分が適当と役員会で決定した時。

第3章 役 員

(役員)

- 第7条 本会に次の役員を置く
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 幹事長 1名
 - (4) 常任幹事 10名以内
 - (5) 幹事 若干名
ただし書き削除
 - (6) 会計幹事 2名
 - (7) 会計監査 2名

(役員を選任)

- 第8条 本会の役員を選任は、次のとおりとする。
- (1) 会長は役員会の推薦により、総会の承認を得る。
 - (2) 副会長は会長の推薦により、総会の承認を得る。
 - (3) 幹事長は会長の推薦により、総会の承認を得る。
 - (4) 常任幹事は会員の推薦により、役員会で決定する。
 - (5) 幹事は会員の推薦により役員会で決定する。
 - (6) 会計幹事は役員会で決定し、会長が委嘱する。
 - (7) 会計監査は役員会で決定し、会長が委嘱する。
- 2 役員に欠員が生じたときは、会長がその補充役員を決定し、直近の総会または役員会に報告する。
ただし、第7条第4号および第5号の役員は除く。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は、2年とする。
ただし、第7条第5号の役員は除く。
- 2 補充役員任期は、前任役員残任期間とする。
- 3 役員は、再任を妨げない。
ただし、会長の任期は、原則として3期6年とする。

(役員職務)

- 第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行し、会長が欠けた時はその職務を行う。
- 3 幹事長は、事務局を運営統括し、会務を執行する。
- 4 常任幹事は、会員間の意思疎通を図り意見の集約を行うとともに、事務局業務を分担し、役員会に出席する。
- 5 幹事は、幹事長の要請に応じ、事務局業務を分担する。

(役員)

- 第7条 本会に次の役員を置く
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 幹事長 1名
 - (4) 常任幹事 別表グループ毎に1名
 - (5) 学年幹事 会員中男女
各1名
ただし、昭和36年以前卒業の学年は除く。
 - (6) 会計幹事 若干名
 - (7) 会計監査 2名

(役員を選任)

- 第8条 本会の役員を選任は、次のとおりとする。
- (1) 会長は幹事会の推薦により、総会の承認を得る。
 - (2) 副会長は会長の推薦により、総会の承認を得る。
 - (3) 幹事長は幹事会の推薦により、総会の承認を得る。
 - (4) 常任幹事は学年幹事の互選により決定する。
 - (5) 学年幹事は同学年会員の互選により決定する。
 - (6) 会計幹事は幹事会で決定し、会長が委嘱する。
 - (7) 会計監査は役員会で決定し、会長が委嘱する。
- 2 役員に欠員が生じたときは、会長がその補充役員を決定し、直近の総会または役員会に報告する。
ただし、第7条第4号および第5号の役員は除く。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は、2年とする。
ただし、第7条第4号および第5号の役員は除く。
- 2 補充役員任期は、前任役員残任期間とする。
- 3 役員は、再任を妨げない。

(役員職務)

- 第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行し、会長が欠けた時はその職務を行う。
- 3 幹事長は、事務局を運営統括するとともに、必要に応じ、幹事会を招集する。
- 4 常任幹事は、担当学年間の意思疎通を図り意見の集約を行うとともに、事務局業務を分担し、役員会に出席する。
- 5 学年幹事は、担当学年の意思疎通を図り意見の集約を行うとともに、事

務局業務を分担し、幹事会に出席する。

- 6 会計幹事は年間予算に基づいて会計業務を行い、総会に会計報告をする。
- 7 会計監査は会計業務の監査を行い、監査結果を総会に報告する。

第4章 会議

(会議の種類)

- 第11条 本会の会議は、次のとおりとする。
- (1) 総会
 - (2) 役員会
 - (3) 削除

(総会)

- 第12条 定時総会は、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 必要に応じ役員会の決議により臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集し、議長を務める。
- 4 総会の決議は、出席会員の過半数をもって有効とする。

(総会の議事)

- 第13条 総会は、次の事項を決議する。
- (1) 運営に関する重要事項。
 - (2) 決算ならびに予算に関する事項。
 - (3) 役員を選任。
 - (4) 会則の改正。
 - (5) その他必要と認められる事項。
- 2 前項1～3号は定時総会に付議しなければならない。

(役員会)

- 第14条 役員会は第7条1～4および6号の役員により構成し、会長が議長を務める。
- 2 役員会の決議は、出席役員の過半数をもって有効とする。
- 3 会計監査は役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員会の議事)

- 第15条 役員会は次の事項を審議し、会務を執行する。
- (1) 総会付議事項の審議、および事業年度内に発生し、年度内処理を必要とするもの。
 - (2) 会則について疑義が生じた事項、または会則にうたっていない事項。
 - (3) 削除
 - (4) その他この会則に定める事項。
- 2 審議決定した事項については、その後の総会に報告する。ただし、前項2号については承認を得なければならない。

(幹事会) 削除

6 会計幹事は年間予算に基づいて会計業務を行う。

- 7 会計監査は会計業務の監査を行い、監査結果を総会に報告する。

第4章 会議

(会議の種類)

- 第11条 本会の会議は、次のとおりとする。
- (1) 総会
 - (2) 役員会
 - (3) 幹事会

(総会)

- 第12条 定時総会は、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 必要に応じ役員会の決議により臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集し、議長を務める。
- 4 総会の決議は、出席会員の過半数をもって有効とする。

(総会の議事)

- 第13条 総会は、次の事項を決議する。
- (1) 運営に関する重要事項。
 - (2) 決算ならびに予算に関する事項。
 - (3) 役員を選任。
 - (4) 会則の改正。
 - (5) その他必要と認められる事項。
- 2 前項1～3号は定時総会に付議しなければならない。

(役員会)

- 第14条 役員会は第7条1～4および6号の役員により構成し、会長が議長を務める。
- 2 役員会の決議は、出席役員の過半数をもって有効とする。
- 3 会計監査は役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員会の議事)

- 第15条 役員会は次の事項を審議し、会務を執行する。
- (1) 総会付議事項の審議、および事業年度内に発生し、年度内処理を必要とするもの。
 - (2) 会則について疑義が生じた事項、または会則にうたっていない事項。
 - (3) 幹事会からの提案。
 - (4) その他この会則に定める事項。
- 2 審議決定した事項については、その後の総会に報告する。ただし、前項2号については承認を得なければならない。

(幹事会)

(事務局)

第17条 事務局は幹事長、常任幹事、幹事および会計幹事からなり、本会に係るすべての庶務・会計を掌る。

(届出)

第18条 会員は、住所等連絡先の変更を生じた時は遅滞なく事務局に届け出る。

2 削除

3 削除

第5章 会計

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(会費)

第20条 会費は、通常会費と特別会費とする。

2 通常会費は、一般会員が次の区分により毎年定時総会終了後、遅滞なく納入する。

- (1) 社会人 2,000円/年
- (2) 学生 1,000円/年
- (3) 同一世帯の夫婦が共に会員の
場合 各1,500円/年

3 特別会費は、特別な事業を行う場合に別途定め、事業終了後の収支残高は通常会費に繰り入れる。

(経費)

第21条 本会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入をもって充てる。

(予算)

第22条 本会の予算は総会の承認を得なければならない。

(決算)

第23条 本会の決算は、会計監査を受け、総会に報告する。

第6章 補則

(慶弔)

第24条 本会の慶弔基準は、次のとおりとする。

- (1) 会員が、スポーツの振興等に貢献したとしてその功績を国または県から表彰されたとき、またはこれに準ずるとき、御祝い金を贈呈する。

第16条

幹事会は、幹事長、常任幹事、および学年幹事をもって構成し、幹事長が議長を務める。

2 幹事会は、第3条に定める事業の推進に関することおよびその他会務の執行に関し、各学年間の意思疎通を図るとともに意見の集約を行い、必要に応じて役員会に意見具申をする。

(事務局)

第17条 事務局は幹事長、常任幹事、学年幹事および会計幹事からなり、本会に係るすべての庶務・会計を掌る。

(届出)

第18条 会員は、住所等連絡先の変更を生じた時は遅滞なく事務局に届け出る。

2 学年幹事を選出したときは地帯なく事務局に届ける。

3 常任幹事または学年幹事が交代する。場合は事前に事務局に届け出る。

第5章 会計

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(会費)

第20条 会費は、通常会費と特別会費とする。

2 通常会費は、一般会員が次の区分により毎年定時総会終了後、1か月以内に納入する。

- (1) 社会人 2,000円/年
- (2) 学生 1,000円/年
- (3) 同一世帯の夫婦が共に会員の
場合 各1,500円/年

3 特別会費は、特別な事業を行う場合に別途定め、事業終了後の収支残高は通常会費に繰り入れる。

(経費)

第21条 本会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入をもって充てる。

(予算)

第22条 本会の予算は総会の承認を得なければならない。

(決算)

第23条 本会の決算は、会計監査を受け、総会に報告する。

第6章 補則

(慶弔)

第24条 本会の慶弔基準は、次のとおりとする。

- (1) 会員が、スポーツの振興等に貢献したとしてその功績を国または県から表彰されたとき、またはこれに準ずるとき、御祝い金を贈呈する。

- (2) 会員が死亡した時、弔意を表する。
 (3) 顧問が退任したとき、餞別を贈呈する。
- 2 削除

- (参与)
 第25条 2 本会には参与を置くことができる。参与は、役員経験者で役員の推薦により、会長が委嘱する。
 3 参与は、役員会に出席し事業運営等に関し助言することができる。

(細則)
 第26条 本会則の細部取扱いについては、役員会の議を経て別に細則を定めることができる。

- 付則
 1 この会則は、平成20年8月31日から施行する。
 2 この会則は、平成21年7月26日改正。(24条追加)
 3 この会則は、平成22年7月25日一部改正。(20条2項改正)
 4 この会則は、平成28年7月10日一部改正。(9条但書き削除)
 5 この会則は、平成30年7月8日一部改正。

別表 削除

「県立船橋高校バレーボール部OB・OG会」細則

本会会則第26条について下記の通り定める。
 (資格の得喪関係)

- 1 削除
- 2 最終学年時県大会最終試合まで在籍していた者は卒業時在籍者とみなす。
- 3 削除
- 4 会員が脱会する場合は文書をもって申し出る。

- (総会関係)
 5 会員は総会へ議案を提出することができる。この場合は、原則として事務局を経由し、事前に提案趣意説明書を付して役員会へ提案する。
 ただし、役員会が総会付議事項として適当でないとした場合はこの限りでない。
 6 総会へ出席できない場合は原則として委任状を総会前日までに事務局

- (2) 会員が死亡した時、生花を献花する。
 (3) 顧問が退任したとき、餞別を贈呈する。
 2 前項1および2号の場合、当該会員に会費の滞納があるときは贈呈しないことがある。

- (参与)
 第25条 2 本会には参与を置くことができる。参与は、役員経験者で役員の推薦により、会長が委嘱する。
 3 参与は、役員会に出席し事業運営等に関し助言することができる。

(細則)
 第26条 本会則の細部取扱いについては、役員会の議を経て別に細則を定めることができる。

- 付則
 1 この会則は、平成20年8月31日から施行する。
 2 この会則は、平成21年7月26日改正。(24条追加)
 3 この会則は、平成22年7月25日一部改正。(20条2項改正)
 4 この会則は、平成28年7月10日一部改正。(9条但書き削除)

別表 最後に掲載

「県立船橋高校バレーボール部OB・OG会」細則

- 1 卒業時の新入会員については入会の応否を選択できるものとし、入会を承諾する場合は所定の「入会申し込み書」を卒業時に事務局に提出する。
 2 最終学年時県大会最終試合まで在籍していた者は卒業時在籍者とみなす。
 3 死亡には失踪宣告を受けた場合を含む。
 4 会員が脱会する場合は文書をもって申し出る。

- (総会関係)
 5 会員は総会へ議案を提出することができる。この場合は、原則として学年幹事を経由し、事前に提案趣意説明書を付して役員会へ提案する。
 ただし、役員会が総会付議事項として適当でないとした場合はこの限りでない。
 6 総会へ出席できない場合は原則として委任状を総会前日までに事務局

7 へ提出する。
 総会の無断欠席者は議案の賛否を
 議長に一任したものとみなす。

(副会長の職務)

8 副会長が複数いる場合は、会長が
 あらかじめ代行順位を指定しておく。

平成20年8月31日制定
平成21年7月26日改正
平成26年7月13日改正(9項追加)
平成28年7月10日改正(9項削除)

7 へ提出する。
 総会の無断欠席者は議案の賛否を
 議長に一任したものとみなす。

(副会長の職務)

8 副会長が複数いる場合は、会長が
 あらかじめ代行順位を指定しておく。

平成20年8月31日制定
平成21年7月26日改正
平成26年7月13日改正(9項追加)
平成28年7月10日改正(9項削除)